

□不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	子ども未来部 子ども政策課
不利益処分名	児童福祉法第56条の3に基づく補助金の返還命令
根 拠 法 令	児童福祉法
根 拠 条 項	第56条の3
連 絡 先	(電話621-5240)
処 分 基 準	<p>第56条の3 都道府県及び市町村は、次に掲げる場合においては、補助金の交付を受けた児童福祉施設の設置者に対して、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。</p> <p>(1) 補助金の交付条件に違反したとき。 (2) 詐欺その他の不正な手段をもつて、補助金の交付を受けたとき。 (3) 児童福祉施設の経営について、営利を図る行為があつたとき。 (4) 児童福祉施設が、この法律若しくはこれに基く命令又はこれらに基づいてする処分に違反したとき。</p>
	基 準
	参 考 事 項
設定等年月日	平成26年8月1日設定 (令和3年4月1日最終変更)